

金沢そだち認証制度要綱

(平成22年5月26日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、金沢の風土を活かして生産された優れた農産物の認証制度の実施について必要な事項を定めることにより、消費者への周知と信頼を高め、金沢産農産物のブランド力の向上につなげ、生産の振興と消費の拡大を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この要綱により認証された金沢産農産物の名称を『金沢そだち』とする。

(定義)

第3条 この要綱において、認証農産物とは、金沢市農産物ブランド協会（以下「認証機関」という。）が認証した農産物をいう。

(対象品目)

第4条 認証の対象となる品目は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、第3号及び第4号については、いずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 金沢市で生産されている農産物であること。（米を除き野菜、果樹及び花とする。）
- (2) 「地域性」、「歴史性」など金沢の風土を活かした優れた特長及び品質を有するもの。ただし、加賀野菜として認定されている品目を除く。
- (3) 現在、ある程度の生産量等を有し、今後とも生産・販売の拡大を進めていくもの。
- (4) 今後、ある程度の生産量等が見込め、生産・販売の拡大を進めていくもの。

2 前項の規定により認証の対象となる品目は認証機関が別に定める。

(認証申請者)

第5条 認証を受けようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 金沢市内に住所を有し、認証対象農産物を一定量生産している個人及び団体であること。
- (2) 生産する農産物について、栽培指針を有し、実践していること。
- (3) 生産する農産物について、出荷規格を有し、遵守していること。
- (4) 生産する農産物について、栽培履歴が記帳及び整理されていること。
- (5) 生産する農産物について、GAP（農業生産工程管理）に取り組むよう努めること。
- (6) 生産する農産物について、環境に配慮した安全安心な栽培方法に取り組むよう努めること。

(認証の申請)

第6条 認証を受けようとする者は、認証機関に、申請書その他認証機関が必要と認める書類等を指定する期日までに提出しなければならない。

(認証の決定)

第 7 条 認証機関は、前条の規定による申請があった場合、金沢そだち認証審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り、認証の可否を決定し、審査結果を申請者に通知するものとする。

(認証の表示)

第 8 条 認証を受けた生産者（以下「認証生産者」という。）は、認証農産物に認証マークを表示することができるものとする。

(認証の有効期間)

第 9 条 認証の有効期間は設けない。

(変更の届出)

第 10 条 認証生産者は、第 6 条の規定により申請した内容を変更するときは、同条の規定による手続きを準用するものとする。その際に変更内容が審査時と大きく異なり、認証機関が認証基準に適合しないと判断する場合は認証を取り消すことができる。

(認証生産者の責務)

第 11 条 認証生産者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに、次の事項に特に留意しなければならない。

- (1) 認証農産物の生産技術の向上及び生産拡大に努めること。
- (2) 制度について、県内外の消費者、流通関係者に対し積極的な情報の発信に努めること。
- (3) 認証農産物に係る問い合わせ及び苦情等に適切に対応すること。

(認証の取消し)

第 12 条 認証機関は、次のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (2) 第 5 条に規定する認証申請者の要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他、制度の運用に重大な支障をきたす行為、またはブランドの信用を著しく損なう行為があったとき。

2 認証が取り消された認証生産者は、当該取り消しの日から起算して 3 年間を経なければ、本認証制度への申請をすることができない。

(実績報告)

第 13 条 認証生産者は、毎年度、生産出荷実績等について認証機関に報告するものとする。

(審査委員会の設置)

第 14 条 金沢そだちの認証を審査するために、審査委員会を認証機関内に置く。

- 2 審査委員会は、認証機関の構成員より選任し、12名以内で組織する。
- 3 審査委員会に委員長を置き、審査委員の互選によりこれを選任する。
- 4 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する審査委員がその職務を代理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、認証機関が別に定める。